

「周波数割当計画の作成案に係る意見募集」に対して提出された意見と総務省の考え方

(意見募集期間：平成24年10月4日～同年11月2日)

【意見提出 11件】

No	提出された意見（全文）	総務省の考え方
1	<p>1 「472-479kHz帯におけるアマチュア業務用周波数の分配」につきましては、心から感謝申し上げます。これにより、この周波数を使うための無線設備やアンテナの作成、電波伝搬の実験が沢山の局によってなされ、アマチュア無線界がより活発になると考えております。</p> <p>つきましては、早期にこの周波数が使用できるようにしていただきますことをお願いいたします。</p> <p>2 別紙5の「国内周波数分配の脚注」の変更後のJ34中「無線局」を「外国の無線局」に修正願います。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 日本アマチュア無線連盟】</p>	<p>1 賛成の御意見として承ります。</p> <p>2 御指摘のとおり修正いたします。</p>
2	<p>1 472-479kHzのアマチュアへの配分を支持致します。出来る限り早い機会にアマチュア業務に利用できるよう関連法規の変更を望みます。</p> <p>2 現在 アマチュアに配分されている 1810-1825kHz を 1810-1850kHz へ拡大することを提案致します。</p> <p>3 現在 アマチュアに配分されている 3500-3575kHz を 3500-3805kHz へ拡大することを提案致します。</p> <p>2,3項を要望する根拠</p> <p>周辺諸外国でも上記の周波数で配分されている事が多くアマチュアが海外局と交信するために不都合が生じている。一方、拡大を希望する周波数で効果的な運用をしている局があるとは認められない。1825-1850kHzの免許を受けている局は漁業無線用無線標定局が5局のみである。しかも 1832.5kHz 及び1835kHzの3W A1A局である。</p>	<p>1 賛成の御意見として承ります。</p> <p>2、3 アマチュア無線用周波数の拡大については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、無線局等情報検索には公表範囲（電波利用ホームページに記載のとおり）があり全ての無線局情報が検索されるわけではありません。</p>

	<p>2000年(平成12年)に漁業無線用無線標定局は検定機器ではなくなったため、10年を超えて当該設備が稼働しているか疑わしいと考える。さらに漁業無線用無線標定局は主に近距離通信を目的としたもので、アマチュア局の運用は当該周波数においてほぼ夜間に限られるので混信の問題は発生しにくいといったためたとえば2次業務として割り当ても考えられる。あるいは、当該周波数\pm1kHz程度を除き配分を変更が可能である。</p> <p>3575-3805kHzについて周波数の配分を受けている局は無線局等情報検索で検索する限り見当たらなかった。よって、アマチュアに配分をすることはなんら障害がないといえる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
3	<p>別紙9 5.169 後段に誤字がありました。×一時→○一次 セネガルでは、50-51MHzの周波数帯は、一<時>的基礎でアマチュア業務に分配する。</p> <p>(1) 472-479kHz帯におけるアマチュア業務用周波数の分配 賛成します。来年元日からこの周波数帯をアマチュア局が利用できるよう、アマチュア局関係告示の改正が早めに為されることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御指摘のとおり修正いたします。</p> <p>賛成の御意見として承ります。</p>
4	<p>472-479kHz帯におけるアマチュア業務用周波数の分配について、国内周波数分配の脚注によると、この周波数帯におけるアマチュア業務の局の等価等方輻射電力は、1Wを超えてはならないとありますが、国際周波数分配の脚注によれば、中華人民共和国、ロシア国境から800km以上離れた領域の部分においては、この等価等方輻射電力の制限を5Wまで増加させることができる。となっているので、上記国から800km以上離れた都府県を具体的に規定し、そこでは5Wまで増加できる規定を追加していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>等価等方輻射電力については、他の無線局との混信等を考慮し、原案のとおりといたします。</p>
5	<p>470kHz帯は5W EIRPでぜひ割り当てて欲しい。近隣の国々の事あると思うが。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>等価等方輻射電力については、他の無線局との混信等を考慮し、原案のとおりといたします。</p>
6	<p>472-479kHz帯におけるアマチュア業務用周波数の分配に関し、別紙5「新旧対</p>	<p>等価等方輻射電力については、他の無線局との</p>

	<p>照表（国内周波数分配の脚注）」の脚注「J11」において、等価等方輻射電力を本邦一律で「1Wを超えてはならない」としている。しかし、無線通信規則で決められた趣旨を考慮し、中華人民共和国またはロシアの国境から800km以上離れた本邦地域においては、等価等方輻射電力を5Wまで認められたい。</p> <p>以下は補足説明：</p> <p>(1) 無線通信規則の規定は、関係主管庁の合意の下で決められたものであり、特定の主管庁が過度に自主的な制約を設けずとも、有害な混信などを回避するに足る十分な余裕が確保されていると解釈できること。</p> <p>(2) 「無線通信規則上は等価等方輻射電力が本来5Wまで認められうるべき本邦地域」を検証すると、太平洋ベルト地帯の人口密集地、すなわちアマチュア局数の多い地域が該当し、犠牲を強いられる規模として無視し得ないこと。</p> <p>(3) いまやデジタルマップおよびGPS（全地球測位システム）の発展および普及により、中華人民共和国またはロシアの国境からの隔離距離800kmを確認し確保することは、技術的に困難ではないこと。</p> <p>(4) “弱腰外交”として非難されうること。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>混信等を考慮し、原案のとおりといたします。</p>
7	<p>「(1) 472-479kHz 帯におけるアマチュア業務用周波数の分配」について賛成いたします。また以下について要望いたします。</p> <p>国際周波数分配の脚注 5.80A を重視し、脚注 J11 を次のとおりとする事を要望いたします。</p> <p>J11</p> <p>この周波数帯におけるアマチュア業務の局の等価等方輻射電力は、1Wを超えてはならない。ただし、中華人民共和国及びロシアの国境から800km以上離れた領域の部分においては、この等価等方輻射電力の制限を5Wまでとする。また、当該周波数帯において、アマチュア業務の無線局は航空無線航行業務の局に対し</p>	<p>等価等方輻射電力については、他の無線局との混信等を考慮し、原案のとおりといたします。</p>

	<p>て有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。</p> <p>2013年1月1日から運用が許可される様、関連する法令等を速やかに整備される事を要望いたします。</p> <p>関連する法令等を整備するにあたり、「特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則別表第一号一(3)の規定に基づく特性試験の試験方法(総務省告示第八十八号)」別表第三十五についても見直す事を要望いたします。(周波数範囲1,810kHz~2,450MHz 等)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
8	<p>(1) 472-479kHz 帯におけるアマチュア業務用周波数の分配 472-479kHz 帯の7kHz 幅が新たにアマチュア業務に国際分配されることを受けて、同周波数帯において国内分配を行うものです。 上記周波数の分配について 大変喜ばしいことで感謝しております。</p> <p>(2) 3-50MHz 帯における海洋レーダー用周波数の分配 海流等の観測や海洋漂流物等の追跡・探査に用いられる海洋レーダー用周波数として、3-50MHz 帯の8つの帯域に無線標定業務用の周波数が国際分配されることを受けて、同周波数帯において国内分配を行うものです。</p> <p>アマチュア無線の周波数に妨害を与えないようなことを基本して下さい。 もし、妨害を与えることが発生した場合はレーダーの運用の停止、免許の失効をするようにお願いします。近接にアマチュア無線局が開設している場合は、レーダーの運用をさせない、免許取得できないようにお願いします。</p> <p>その他周波数に対しての意見</p> <p>1. 8MHz、1.9MHzの周波数について</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>今回、無線標定業務用の周波数を分配する帯域は、いずれもアマチュア業務と重複するものではなく、アマチュア業務に直接影響を与えることはないと認識しております。</p> <p>アマチュア無線用周波数の拡大については、今後の参考とさせていただきます。</p>

	<p>このバンドは周波数の幅がせまく、多くの局が運用できないという問題があります。周波数の拡張をお願いします。諸外国では、1.800-2.000まで免許されております。段階的にお願いします。</p> <p>今 1.810-25 --> 1.800-1.850 今 1.907.5-1.912.5 --> 1.900-1.915</p> <p>3.5MHz、3.8MHzの周波数について 諸外国では、3.500-4.000まで免許されております。段階的に拡張をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
9	<p>いつもアマチュア業務に関してお世話になっております。さて、今回周波数割り当てに関するパブコメに対して、新旧対照表の中で、いろいろと参考資料が提示されておりますが、その中で、第2表(27.5MHz~1000MHz)の内、新国際割り当て欄での割り当て表で、70MHz帯のアマチュア業務バンドの割り当てが抜け落ちておりますので、ご訂正をお願い致します。</p> <p>詳しくは左記URLをご覧くださいませ。http://www.70mhz.org/ 以上宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。我が国でも70MHzバンドが少しでも開放されることを望みます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>70MHz帯のアマチュア業務については、従来より一部の国で例外的に割り当てられているものであり、今回のWRC-12において新たに国際分配された事実はありません。</p>
10	<p>ここには出ていないが、27MHz帯の市民ラジオは廃止した方がいいのではないか?技適を取得している物もいくつかあるが、これが使用期限まで何台が技適を取得するか?恐らく市場に出回っている台数の1/3もいかないと思われる。理由はなくても使えるから。27MHzをクリーンにして新規格の無線システムを構築してはどうだろうか?忘れ去られた無線システムを放置できるほど周波数は余っていない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>市民ラジオの廃止については、今後の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>今回のイーアクセスとソフトモバイル経営統合後に、急遽方針転換し、出資率を引き下げし、子会社からはずすと発表しましたが、これは法のカケをいくぐる</p>	<p>本件意見募集と直接関係のない御意見として取り扱わせていただきます。</p>

	<p>作戦ではないでしょうか？ イーアクセス 700 1.7Gh ソフトモバイル 900 2.1 1.5 の周波数がそのまま割り当てされないと見込んでこのような作戦に出たとおもいますが、このことから、はなっからソフトモバイルは電波目当てで回収したにすぎず、顧客に対して非常識機周りないのではないのでしょうか？ このようなことを総務省として許しはわけですか？ これは、粉碎決済に似たような事をしていませんか？</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
--	--	--